

Info
1

まちづくり・地域づくり活動を行う皆さんへ

1%地域づくり活動交付金公開審査会を開催します

市民のまちづくり・地域づくり活動の一部を助成する「1%地域づくり活動交付金制度」の応募団体が、令和6年度の活動計画を発表します。地域で活動する団体を知る良いきっかけとなりますので、ぜひご参加ください。

問い合わせ 地域支援課市民協働係(プラザきくる内☎35-0925)

日時 12月2日(土)午前9時～正午

プラザきくる3階およびオンライン(Zoom配信)

内容 応募団体の活動内容や、まちづくりに対する熱い思いを聞くことができます。現在活動中の人や団体、これから活動を始めようとしている人は、今後の活動のヒントが得られます。

申込方法 上記へ電話、またはメール(chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp)、電子申請(右記)から申し込み

※オンラインでの視聴を希望するには、事前にZoomのIDなどをお知らせします。

申込期限 11月29日(水)午後5時



▲活動例

1 昔の遊びを楽しんでもらう水鉄砲合戦

2 田んぼアートのやぐら鑑賞

Info
2

誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会へ

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」

もし、自分自身や周囲の人が犯罪被害に遭ってしまったら・・・。

犯罪被害に遭う人は、特別な人ではなく社会で暮らしている身近な人たちです。その平穏な暮らしのなかで、犯罪は突然に起こるかもしれません。犯罪被害者等が抱える問題への理解を深め、犯罪被害者等を支える社会づくりを進めて行きましょう。

問い合わせ 地域支援課自治振興係(プラザきくる内☎35-0925)



▲犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

令和5年度犯罪被害者等に関する標語

「心をつつむ やさしい支援 とぎれなく」

■犯罪被害者週間とは？

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者基本計画」において、毎年「犯罪被害者基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」と定められました。

■犯罪被害者等を地域で支える

犯罪の被害者本人、その家族や遺族には、心身による直接的な被害だけでなく、精神的な被害や経済的な被害が生じることが多く、周囲の支えが大きな力になります。

私たちが犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、気持ちに寄り添うことで、誰もが犯罪被害者等の支えになることができます。

■犯罪被害者等総合支援窓口

犯罪等の被害に遭った本人やその家族、遺族が抱えているさまざまな問題や悩み事に対して、各種相談機関の紹介や必要な情報の提供を行っています。詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください。



- 地域支援課 自治振興係
☎35-0925(平日 午前8時15分～午後5時)
- 菊川警察署
☎36-0110(平日 午前9時～午後5時)
- 静岡犯罪被害者支援センター
☎054-651-1011(平日 午前10時～午後4時)